

2025 年 11 月 3 日

関西生コン事件・国賠訴訟

違法捜査にお墨付きを与える不当判決に抗議する声明

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池 進
全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部
執行委員長 細野直也
全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長 湯川裕司

1.10 月 31 日、関西生コン事件・国家賠償請求訴訟で、東京地方裁判所（民事第 1 部、大寄麻代裁判長）は、組合側の請求をいずれも棄却する判決を出した。

国賠訴訟の争点は、①警察官や検察官による組合つぶし発言の違法性、②湯川裕司委員長（当時は副委員長）に対する 644 日間の恣意的長期勾留の違法性、③組合専従の武谷新吾副委員長（当時は書記次長）に対する組合事務所への出入りと組合員との面談などを禁じた保釈条件の違法性、④西山直洋執行委員の別件民事裁判への証人出廷を妨害する目的でなされた逮捕の違法性だった。

2.一審判決の不当性を端的に示すのは争点①についての判断である。

横麻由子検事は組合員の黙秘権を侵害して組合脱退勧奨発言をくりかえした。一審判決は、「黙秘してずっとまたこれからも労組員続けていきますよってというのが、本当にそれでいいのかなって思うんですよね」、「暴力団組織とかの一員で上が怖いから話せませんかというパターンもそりゃあるだろうし」、「別にだれかが怖くてとかそういうのは、あんのかな」などの横検事の発言が、関生支部の組合員である「山本が原告組合に所属し続けることに対する否定的な見方を示した発言といえる」とまでは認定せざるをえなかった。

しかし、これら発言は、「山本に対して、関生支部や山本の活動には労働組合としての正当な活動ないし社会的相当性を越える部分が存在する嫌疑があるという捜査機関の認識を前提に、山本にその活動の正当性を振り返らせ、反省を促し、任意の供述を得ようと説得を試みる必要があった」ことからみれば「取調べの方法ないし態様として不当であるとはいえない」から、「原告組合の団結権を考慮しても、社会通念上許容される範囲を逸脱したものとは認められない」というのである。判決は横検事を擁護する立場をあらわにして発言を恣

意的に解釈しているというほかない。

さらに、山本組合員が合計 143 回も「黙秘します」と発言していたにもかかわらず、横検事が執拗に取調べをつづけたことについても「合理的な範囲を越えているとはいえない」「社会通念上相当と認められる範囲を逸脱し違法となるものとはいえない」としてかばい立てするのである。

また、多田副検事による「削る」発言については、さすがに「捜査機関が、今後原告組合らの組合員数を減少させ、その勢いを削いでいくことを企図していると受け止められてもやむを得ないものが含まれて」いたとは認めざるをえなかった。ところが、そこまで認めはしたものの、判決はつづけて、「その表現方法が適切であったかは疑問の余地があるといわざるを得ない」として問題を表現方法に矮小化する。そして、検察側が証人尋問でおこなった見苦しい弁解をそのまま取り入れて、「発言全体をみれば、労働組合としての正当な活動を超える部分に係る違法な活動は捜査機関としては是正していくという趣旨の発言と理解されるものであり…原告組合を弾圧したり、弱体化させるという意図を述べたものとは解されない」、したがって、「取調べにおいて社会通念上許容される範囲を逸脱したものとは認められ」ないなどと結論づけて多田副検事も擁護してみせるのである。

警察や検察はいつから労働組合活動のあり方について口出ししたり、反省を促したりする権限まで持つようになったのだろうか。強く違和感を覚えずにはいられない。組合は国賠訴訟において、横検事、多田副検事以外にも組合脱退を迫る警察・検察の違法捜査の事例をいくつもとりあげた。滋賀県警の警察官は取調べにおいて、「関生辞めてたら任意の事情聴取で済んだ」、「辞めるんだったら、ええ方法を考えたる」、「子どもより組織が大事か」、「組合をやめるというまで気長に待つ」「(弁護士選任にあたり) 私選と国選選ぶときに、組合の弁護士は組合のことしか考えないから止めた方が良い」などと発言し、組合員はこの発言を「被疑者ノート」に書き記していた。

しかし、判決は、「被疑者ノートは断片的であり」、実際に警察官がそのような発言をしたと認めるに足りないから、「組合脱退に関して一定の発言があったとしても、それが社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した取調べであると認定できないし、原告組合らの団結権を侵害する行為に当たるといってもできない」とした。

3.湯川委員長は、事件を細分化して 8 回くりかえし逮捕され 644 日間も勾留された。組合側はこれら恣意的長期勾留は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）や、人身の自由並びに迅速な裁判を受ける権利（憲法 31 条、34 条、37 条 1 項）、そして、湯川委員長の団結権を侵害する違法行為だと主張した。

これに対し判決は、「逮捕及び勾留は各被疑事実を基準としてされるべきものである（事件単位原則）からすれば、各事件それぞれに個別に逮捕及び勾留の要件を満たして順次拘束がなされ、それが通算すると長期になったからといって、直ちに勾留の必要性を欠く違法なものということとはできない」などとする形式論理をもって、また、自由権規約は「条約そ

のものではなく法的拘束力がなく」、「一般的意見」であるなどとして国賠法上の違法行為とはいえないとして組合側の主張を退けた。

4.判決は、確定した和歌山広域協組事件大阪高裁無罪判決に対して難癖を付けている点についてもふれておくべきだろう。

大阪高裁判決は、一審判決が有罪の判断の証拠として採用した元組合員らの供述は信用性がないとくりかえし厳しく批判しており、それが無罪の判断要素の一部となっていた。だが、国賠訴訟判決は「その信用性に疑問があるとはいえ（供述が）存在していた」と肯定的に評価してみせ、だから無罪判決が出されているとはいえ、西山執行委員の逮捕、勾留にはその当時、「罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があり・・・警察官及び検察官の判断が不合理であるとまではいえない」と強弁するのである。

組合側は、和歌山事件の捜査責任者と起訴検事の証人尋問において、かれらが産業別労働組合の団体行動の正当性について無知・無理解であったこと、その誤った理解をもとに暴力団を使って組合の団結権を侵害した事業者に抗議した活動を違法視して組合員を逮捕、起訴したことを十分に立証した。しかし、判決は肝心なその問題点については目をつぶり、無罪判決が信用性がないと批判した元組合員らの供述をもとに違法な逮捕、起訴を正当化してみせたのである。

5.国賠訴訟の提訴は2020年3月。当時は大阪スト事件はじめ一審有罪判決がいくつか出されて逆風が吹きまくっていた時期だった。無罪判決はまだ1件もなかったが、やられっぱなしの状況に突破口を開こうと提訴にふみきった。しかし、それから5年の闘いを経て確定した無罪判決は4件のべ12名に及んでいる。

警察、検察、生コン業者団体が一体となって組合つぶし目的で仕組んだのが一連の刑事事件だったことはもはやあきらかだ。大手メディアも労働事件として「関西生コン事件」をとりあげるようになった。今年春、国会では警察庁と法務省が「無罪判決は真摯に受け止める必要がある」と答弁せざるをえなかった。

ところが今回の判決はこうした捜査機関にとっては不都合な真実を司法の立場から直視して戒めるところか、警察・検察の違法行為に限りなくお墨付きを与えるものとなっている。到底許すことはできない。

われわれは不当な一審判決を徹底的に批判し、控訴審において全面勝訴を獲得すべく奮闘する決意である。

以上